

要望事項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(1) 市町村総合交付金の充実

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大
- ⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって重要な財源であり、年々増額されてきていることを、町村運営に対する都の配慮と真摯に受け止めている。

しかし、人口減少・高齢化に対応する施策や施設の維持・更新等、財政力の弱い町村にとっては厳しい状況が続き、住民サービス向上や社会資本の充実に十分応えられないのが現状であり、都による市町村総合交付金を中心とする継続的財政支援が必要である。

市町村総合交付金は、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的な配分を行うとともに、財政補完機能を強化するように図られたい。

また、行政需要は多様化しており、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消等が求められているが、地域の特性や地理的条件に応じて活用のできる市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図ることが必要である。

参考	総合交付金の予算額	平成29年度500億円	平成26年度473億円
	(当初予算ベース)	平成28年度490億円	平成25年度465億円
		平成27年度483億円	平成24年度453億円

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(2) 地方創生の推進

(要 旨)

地方創生の推進に向けた人口減少の克服と地域の活性化の取り組みに対する国や都からの財政支援を図られたい。

(説 明)

平成26年12月、国は人口減少の克服と地方創生に向けて「長期ビジョン」と平成27年度～31年度の5か年を期間とした政策目標・施策を掲げた「総合戦略」を策定した。

これを受けて、町村では、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を地域の実情にあわせて策定し、その実現に向けて取り組んでいるところである。

町村は町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができるまちづくりなど一層積極的に展開していく。

この実現のためには、国や都は、様々な取り組みの障害となる規制の撤廃等、地方分権のさらなる推進を強力に進めることが必要である。

また、事業の展開にあたって財源の確保が重要となるが、地方交付税等の一般財源総額を確保することにより町村の財政基盤を強化するとともに、地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとし、その規模を拡充するよう強く国に働きかけられたい。

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(3) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実

(要 旨)

西多摩地域の振興と均衡のとれた発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

(説 明)

西多摩地域は、東京都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。このため、都との密接な連携のもとに、それぞれが機能分担を図ることにより、地域に共通する課題に対応し、均衡のとれた発展と振興を図ることが重要である。

平成23年3月に策定した西多摩地域広域行政圏計画は、平成28年3月で終了したため、新たに平成28年度から平成32年度にかけての行政圏計画を策定した。この新しい行政圏計画は厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化の進行に伴う多様で高度な住民ニーズに対応し、圏域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、構成市町村間の連携・協調をより一層効果的に推進するための指針である。

この新たな計画は最終的な目標を、「西多摩地域全体の魅力と自立性が高まり、持続可能な社会を目指す」としており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備や人づくりも含めた西多摩地域における「多摩の拠点」整備については、都の積極的な支援が必要である。

については、広域行政圏でしか成しえないような先駆的な取り組みには言うに及ばず、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、財政援助を図るなど特段の支援が必要である。

要 望 事 項	1 町村の安定的な財源確保に関すること
	(4) 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実

(要 旨)

島しょ地域の振興と発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

- ① 島しょ地域における地域力創造推進対策の推進
- ② 島しょ地域における都単独事業予算の拡大
- ③ 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ④ ヘリコプター定期運航事業に対する財政支援

(説 明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産分野をはじめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

このため、島しょ地域の経済基盤を強化し、経済の活性化を図るため、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき、積極的な事業展開を図っていく必要があるが、島しょ町村は、財源の確保が厳しいことから都の財政支援が必要である。

また、島しょ間の交通については、都と島しょ町村で公益財団法人東京都島しょ振興公社を設立し、都の特段の支援を得て、ヘリコプターを運航しているところである。安定運航等への島しょ住民の要求は極めて強いことから、安定運航等を確保するため、一層の財政支援の強化が不可欠である。

要 望 事 項	2 島しょ地域の振興、発展に関すること
	(1) 特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部地域と指定されない北部地域の一体的な振興策の推進

(要 旨)

いわゆる「有人国境離島法」の制定により、伊豆諸島のうち南部地域のみが特定有人国境離島に指定され、地域社会を維持するうえで必要な施策を行う場合には、国の財政措置が講じられることになった。都は、特定有人国境離島に指定されない北部地域の振興についても同等の支援が講じられるよう国に強く働きかけるとともに、南北間に格差が生じないように、一体的な振興を図ること。

(説 明)

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、平成29年4月から施行された。

本法では、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域を、特定有人国境離島地域と定め、全国で15地域71島が指定され、東京都では伊豆諸島南部地域の三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の4島が指定されている。

国は、当該地域に対して特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下、「交付金」。）を創設し、①航路・航空路運賃低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型慣行の促進について財政支援を行うこととし、地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加及び観光客等交流人口の増加が期待されることである。

一方、都は、航空路運賃低廉化について、8月から調布～三宅島間、また9月から羽田～八丈島間の航空路運賃補助を実施することとし、島民の負担軽減が図られることになった。

航空路運賃の低廉化は、継続的な居住が可能となる環境を整備するという観点から行うものであることから、離島間を結ぶヘリコプター路線についても対象を拡大し実施されたい。

次に、物資の費用負担の軽減については、都は既に単費により実施しているが、交付金では最大80%削減できるよう制度設計がなされていることから、支援を拡大されたい。

続いて、伊豆諸島の基幹産業である観光業の振興については、地域の魅力を開発し、また一層高めて発信していくことで国内外の認知度を上げていくことが重要である。地

域の魅力を旅行商品化することや観光サービスの担い手の育成などの取り組みを支援し、観光客等交流人口の増加につなげる滞在型観光の促進の支援策を講じられたい。

また、航空路運賃低廉化が他の支援策に先んじて実施され、北部地域との運賃格差が顕在化することとなったため、早急に航空路運賃の負担軽減措置を北部地域にも拡大されたい。

今後、南部地域に講じられる諸施策により、北部地域の大島、利島、新島、式根島及び神津島と南部地域との間に様々な格差が生じることが大いに懸念される。島嶼町村は厳しい財政状況の中で自立性を発揮しつつ、各々の課題の克服に取り組んでいるところであるが、東京の島々は外海遠隔離島であり、総じて条件不利地域である。都は、特定有人国境離島に指定されていない北部地域の振興についても、南部地域と同等の支援が講じられるよう、国に強く働きかけるとともに、南北間に格差が生じないように、伊豆諸島全域の一体的な振興を図られたい。

要 望 事 項	2 島しょ地域の振興、発展に関すること
	(2) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期立案

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を早期に検討し、小笠原諸島の日本復帰50年を迎える平成30年6月までには、小笠原空港に関する都の一定の見解を示すことを要請する。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、計画案の検討をこれまで以上に具体的に進め、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。小笠原空港に対する都としての一定の見解をまとめ、小笠原村日本復帰50年を迎える平成30年6月までには示されたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(1) 地震・津波・噴火に対する防災体制等の充実強化

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。新たな知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、都と町村が共同して避難誘導の仕組みをつくるなど防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ③ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立
- ④ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑤ 津波浸水想定地域に立地する発電所への防潮対策補助
- ⑥ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。

② 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

③ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確

立する必要がある。

- ④ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。

島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。

- ⑤ 小笠原村父島では、二見湾奥の標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深に区分されている。民間が事業者とは言え、電気の供給がストップすれば日常生活を維持できなくなる。

また、現状では2～3mの津波来襲でも発電所の機能が失われる可能性があり、最大級の津波に対する対策としては高台移転しかないが、早急な対応が難しい中においては、防潮堤を発電所周りに整備することで津波被害の軽減を図ることが必要である。

- ⑥ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島であり、チリ沖や南太平洋などからの津波にも備えておくべきであり、遠地から来襲する津波に対する観測網の充実が必要である。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(2) 離島海空路の充実強化と安全対策

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図り、また、空港・港湾施設での安全対策を実施されたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 離島住民負担軽減施策の実施
- ③ 本土及び島間コムーター空路の整備並びにヘリコムーター定期空路の充実整備
- ④ 二見港の乗降施設の整備
- ⑤ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑥ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括した在り方の検討
- ⑦ 空港・港湾施設への監視カメラ設置について

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

また、離島の空港ビルや船客待合所は、「島の玄関口」として住民や観光客が利用し、訪日ブームや2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によって、今後、来島者のさらなる増加が見込まれる。来島者の増加に期待する一方、安全・安心面が懸念され、安全・安心のまちづくりの推進、防災力の向上の観点からも島しょの全ての空港・港湾施設に監視カメラを設置について検討されたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(3) 離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(4) 大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うこととしている。

都が施工する大金沢流路工整備に合わせ、道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能を確保し、地区の防災性の向上を図るため、早期に実施する必要がある。

大金沢流路工整備事業については、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(5) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

(要 旨)

土砂の埋め立て等に起因する災害の発生や土壌汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を図られたい。

(説 明)

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われている。このことから、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壌汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋め立て等に関する以下の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可の取り消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への技術的・財政的支援を図られたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に対処するため有効な(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

要望事項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(6) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の障害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、配備開始時期の変更はあったものの、CV-22オスプレイの配備は、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特異性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	3 安全・安心な町村の実現に関すること
	(7) 島しょ3村4島への超高速ブロードバンド環境の早期、確実な整備

(要 旨)

超高速ブロードバンド環境が未整備となっている島しょ3村4島に対して、早期、確実に超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みを図られたい。

(説 明)

インターネットの利用が広く普及した現在、低廉で高速・大容量通信が可能な超高速ブロードバンド環境が整備された地域では、情報通信技術の進歩による恩恵を受けられる状況にあるが、島しょ地区では利島、新島、式根島及び青ヶ島の3村4島の超高速ブロードバンド環境が未整備であり、マイクロ無線によるADSL環境の整備に留まっている。

国は、離島など民間事業者による投資が見込まれない「条件不利地域」の情報格差是正や地域の活性化に資する海底光ファイバーなどの整備を地方公共団体が実施する場合に、財政支援を行なうこととしており、平成27年度補正予算で神津島及び御蔵島の整備に係る補助財源を措置した。都においても所要経費を補正予算に計上し、平成28年度から当該2島の海底光ケーブルの敷設整備を進め、平成29年7月1日から超高速ブロードバンドのサービスが提供されることとなった。また、国は平成29年度当初予算で新島、式根島及び利島に係る補助財源を措置したことで、都も所要経費を予算計上し整備を進めることとなった。利島については、当初計画を1年前倒しして整備することとなるので、確実に整備が進捗するよう要望する。

海底光ケーブルの敷設については、島しょ地域の厳しい気象、海象条件などから整備工程を4分割し、4ヶ年度に亘り段階的に整備する計画であったが、利島の整備を前倒ししたことから残る青ヶ島についても利島と同様に前倒しして早期に整備が図られるよう、都は引き続き支援を国に対し強く要望し、所要財源の確保を図られたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(1) 医療保険制度の一本化に向けた取り組みについて

(要 旨)

我が国の国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険の構造的問題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都としても積極的に取り組まれない。

(説 明)

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成28年11月17日の国保制度改善強化全国大会では医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

平成30年度からの制度改正は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、平成32年には団塊の世代がすべて70歳を超え、医療費の急増により国保財政はさらに厳しくなることが予想される。

都においては、今後も町村と協議を重ねつつ、滞りなく医療保険制度の一本化が図られるように、国に対し一層強く働きかけられたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(2) 国民健康保険制度改正への対応

(要 旨)

国民健康保険事業の財政運営は依然として厳しい状況にあり、一般会計からの多額の法定外繰入による支援を余儀なくされている。この状況を踏まえ、平成30年度から国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなる都は、市町村と十分に連携し、国民健康保険事業の財政運営健全化に向けて積極的な取り組みをする必要がある。

また、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等の算定にあたっては、市町村及び被保険者に過大な負担が生じないように、市町村と十分な協議をしていただきたい。

(説 明)

平成30年度からの新たな国民健康保険制度において、都は、国が作成した国民健康保険運営方針ガイドラインに基づき運営方針を定めるとともに、市町村が都に納める国民健康保険事業費納付金や市町村ごとの標準保険料（税）率を定めることになる。その結果、市町村によっては、納付金を納めるために被保険者に過大な負担を求めなければならなくなることも想定される。

納付金や標準保険料（税）率は、年齢構成を考慮した医療費水準や所得水準に応じて、市町村ごとに算定することとなるが、算定するにあたっては、都は、すべての市町村の意見を十分に聞き、市町村と協議し算定されたい。また、負担が増加すると見込まれる市町村には、保険料（税）が急激に増加することがないように対策を講じられたい。

また、市町村が保険料（税）率を算定するにあたっては、運営協議会への諮問にはじまり、条例改正の議決、さらには被保険者への説明に至るまで十分な期間が必要であることから、市町村の実情を踏まえたスケジュールを作成し計画的に進められたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(3) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実

(要 旨)

町村における介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、国に対して要請されたい。

- ① 在宅介護サービスについては、基盤整備及び人材養成・確保に国や都からの重点的な財政支援を図る必要がある。また、中山間地域や島しょ地域は採算性の点から民間事業者の参入が期待できず、進出しやすいような新たな支援策の構築を図られたい。
さらに、訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保への支援が必要である。
- ② 介護報酬改定の影響により、保険料と合わせて利用者負担が急増する所得層に、都における現行の「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続を図られたい。
- ③ 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険税（料）の収納低下により生じる歳入欠陥に対して、財政措置の拡充について国に要請されたい。
- ④ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に際し、介護保険適用による施設所在町村の負担軽減を図る都事業の創設及び国への要請を図られたい。
- ⑤ 保険者の広域化の協議を含め、都による総合的な調整及び支援を図られたい。
- ⑥ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること。
- ⑦ 次期介護報酬改定において、適正な単価設定を行うよう国へ要請されたい。
- ⑧ 介護保険料の地域格差是正への国への働きかけを図られたい。

(説 明)

地域密着型サービスや予防給付、介護事業者に関する規定の実施など、これらの実効性を確保するために、国及び都の財政・技術支援が不可欠であるが、現状は必ずしも十分とはいえない。

介護報酬については、平成27年度に改定されたところだが、大都市における人件費や物件費が他の地域と比較して高いことから、平成30年度報酬改定に向けて地域の実情を踏まえたものとなるよう国に対して強く要請されたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等

(要 旨)

後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、次の事項について、国へ要請されたい。
また、東京都として財政措置等を講じられたい。

- ① 保険料の軽減特例措置の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和を講じるなど被保険者が混乱しないような措置の実施
- ② 調整交付金の別枠交付を国への要請
- ③ 区市町村間の財政負担（特に他区市町村からの施設入所者の医療費定率負担分）の不均衡の是正に関する調整機能の発揮
- ④ 現状システムに係る経費の全額国庫負担
- ⑤ 安定的かつ継続的な制度の確立と十分な周知期間の確保

(説 明)

- ① 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減特例措置の見直しによる負担増は、多くの被保険者に影響を与えた。現行制度の見直しにあたってはきめ細かな激変緩和措置を講ずるなど、被保険者が混乱しないように配慮する必要がある。
- ② 後期高齢者の保険料に影響を生じさせないため、療養給付に対する定率交付は、12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は国において別枠で確保するよう、都として国に強く働きかけることが必要である。
- ③ 後期高齢者医療制度では、広域連合内で区市町村間の移動について、国民健康保険や介護保険では適用される住所地特例が適用されず、介護老人福祉施設等が多数立地する財政基盤の脆弱な町村は、他区市町村からの入所者の療養給付費負担金等が増加することから、過重な負担に苦しんでいる。
都は、調整能力を発揮し、区市町村間の財政の不均衡を是正するため必要な措置を講じる必要がある。
- ④ 現状システムの迅速なサポート体制の構築、十分な検証と動作確認により町村の業務に支障が生じないようにすることが必要である。
- ⑤ 後期高齢者医療制度については、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とされている。

住民の不安や混乱を払拭するため安定的かつ継続的な制度の確立を図ること及び住民への十分な周知期間が確保されるよう国に働きかける必要がある。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(5) 介護報酬の内、地域区分の設定については、早急に、広域行政圏など広域的な区分に変更

(要 旨)

介護報酬の内、地域区分の設定については、平成30年度の報酬改定に合わせて見直しが図られたが、この見直しは一部にとどまり、根本的な解決に至らず、地域ごとの格差は残っている。

このため、平成30年度以降も引き続き地域区分の見直しに向け、国に対して強く要請されたい。

(説 明)

介護報酬の地域区分の見直しにあたって、国は、公平・客観性を担保する観点から、現行の設定方法に基づいた設定値を原則としつつも、なお残る公平性を確保すべきケースについて、新たに特例的に設けた「完全囲まれルール」を平成30年の介護報酬改定に合わせて実施するとしている。しかし、これによっても東京都内及び隣接県においては、地域の実情を反映したものとはいえないことから、より弾力的、広域的に地域の実情を反映した地域区分設定を行うよう、都は、国に対して強く要請されたい。

また、この地域区分は、介護事業従事者の処遇改善にも直接影響を与えるもので、地域区分の差が介護従事者の確保の困難さに直結しているといっても過言ではない。都においても、特別養護老人ホームへの経営支援補助金等で支援いただいていることは承知しているが、現実に同一医療圏域内において格差が生じている実態を考慮し、国制度における地域格差を少しでも解消するための、新たな財政支援策を構築されたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(6) へき地医療行政等の充実

(要 旨)

住民の生命・健康を守るへき地医療等の充実のため、次の事項について積極的に促進されたい。

- ① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種の医療従事者全般への拡大
- ② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置
- ③ 医師給与費補助の引き上げ
- ④ 看護師等技術職員の給与費補助の創設
- ⑤ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣
- ⑥ 専門診療制度（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）、巡回精神衛生相談の充実強化
- ⑦ 遠隔問診システム及び動的画像電送システムの導入等バックアップシステムの充実
- ⑧ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引き上げと土曜日への拡大
- ⑨ 血液透析実施に対する医療費補助の充実
- ⑩ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

(説 明)

へき地医療の確保は、へき地に所在する町村に課せられた重要な責務であり、住民の生命と健康を守るうえからも欠かすことができないものである。

しかし、国の「へき地勤務医師等確保事業」等の現状の支援システムだけでは、医師の確保はもとより、医療体制の充実等を図ることに苦慮しているのが実情である。

そのため、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、東京都が設置している「へき地医療支援機構」の中の会議体「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図ることが必要である。

また、財源措置について国に対し強く要請するとともに、都としての人的・財政的支援が必要である。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(7) DV対策への支援と広域的対応

(要 旨)

平成25年6月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正（改正DV法）により、市町村も「配偶者暴力相談支援センター機能整備」、「市町村基本計画の策定」が義務化された。

都は、引き続き積極的な技術・財政支援を講じるとともに、男性に対するDVの相談窓口の多摩地域への設置等、早急に体制を図られたい。

(説 明)

DV対策及びストーカー対策は、相談者が居住している市町村以外の施設に保護されるケースもあることから、同一市町村内では被害者支援の対応が十分できないことがあり、広域的な取組が必要である。

また近年は、市町村に対するDV関連の相談内容が複雑化し、被害者の状況も多岐にわたっており、子どもへの影響、外国人被害者の支援及び加害者への対応等、新たな課題もある。

都は、被害者の自立後の支援・見守りをはじめ、保護事業全体の更なる調整機能の強化及び広域的な連絡体制の整備を進めるとともに、引き続き、休日・夜間などの緊急時に対応できる施策の充実を図られたい。

また近年、男性に対するDV被害件数及び相談件数が増加している。男性相談は、東京ウイメンズプラザが実施する「男性のための悩み相談」の電話相談及び面談相談を案内しているところであるが、町村部からは距離的、時間的に利用し難いことから、多摩地域においても気軽に相談できる機関を早急に設置するなど、男性に対するDVの相談が可能な体制の充実を早急に図られたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(8) 子育て環境の充実

(要 旨)

子育て環境の充実のための施策の円滑な実施のため、国への働きかけや、次の事項について財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

- ① 子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政的・技術的支援の充実及び広域調整機能の発揮等の積極的な対応
- ② 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業の予算全体の増額や補助率の引上などの継続と積極的な支援
- ③ 都の実施要綱により市町村が実施主体となり事業を行っている、ひとり親家庭等の医療費助成制度について、申請者及び扶養義務者の住民税課税額の有無による助成割合区分の、ひとり親家庭等への支援の充実という観点からの撤廃

(説 明)

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て環境の充実のために町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度改正に伴い事務や財政的負担が増加している。

都は、町村のこれら施策の円滑な実施のため、国への働きかけや財政支援等の積極的な対策を講じられたい。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(9) 認可保育所及び認証保育所等に対する補助制度等の充実

(要 旨)

子育て支援に関する次の事項について、補助等の充実強化を図られたい。

- ① 障害児保育の対象者の増加や重要化、延長保育の需要増加等に鑑み、市町村が行う子育て支援施策の充実のために、子育て推進交付金制度の予算及び運用面の充実
- ② 認証保育所を利用する家庭の経済的負担を軽減し、認可保育所利用者との格差が是正できるよう、認証保育所の利用者に対する恒久的な補助制度の創設
- ③ 保育士の離職を防ぐための「保育士等キャリアアップ補助金」等の更なる充実と、高校生、大学生等への保育職の魅力を伝える事業展開等、保育士の人材確保策の実施
- ④ 認可保育所の公定価格と比較して低い、待機児童が多い0歳児から2歳児までの認証保育所の単価の見直し。また、認証保育所40人までの単価を認可保育所の定員区分と同様に細分化し、適正な金額の設定
- ⑤ 子育て支援員研修は、施設職員の受講が、都のキャリアアップ補助金等の補助要件となっているものの都主催の研修会をすべての希望者が受講できていないことから、都は、研修主催予算等の増額措置により、受講者数の増加を図られたい。

(説 明)

子育て支援を進め、少子化対策の一層の推進・拡大を図るため、都は、市町村が実施する施策への財政的支援や保護者、保育施設、保育人材への補助等の充実強化を図ることが必要である。

要 望 事 項	4 福祉の充実した町村の実現に関すること
	(10) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実

(要 旨)

公立病院等に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

町村部においては、地域の中核的病院として、公立病院（福生病院、阿伎留医療センター、奥多摩町立病院、八丈町立病院）はもちろんのこと、公設民営型の医療施設においても地域に果たす役割は非常に大きいものがある。

しかし、町村部の各病院の経営状況は厳しく、病院施設の改修、高度医療に対応した医療機器整備及び救急医療体制の確保などは、財政力の弱い町村にとって過重な負担になっている。公立病院等に対する施設整備事業に対しては補助金交付により一定の支援がされているが、引き続き財政支援の充実を図ることが必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(1) 農業振興対策の推進

(要 旨)

町村において農業は地域振興のうえで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化
- ⑩ わさび田の造成と後継者の育成支援について
- ⑪ 島しょ地域の実態に即したストップ遊休農地再生事業の充実・強化

(説 明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。これらの着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。
- ② 町村は、農地が狭あいなため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ヘクタール→1ヘクタール）を図る必要がある。また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。
- ③ 西多摩地域では、平成26年2月に未曾有の降雪があり、わさび田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。今後、地球温暖化等の影響により、大雪による被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることを見込まれる。については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合には、わさび田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総

合的に速やかな対応を図るため補助事業の制度改善が必要である。

また、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。新規就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立を図る必要がある。
- ⑩ 奥多摩町では奥多摩山葵栽培組合、東京都西多摩農業改良普及センターの協力により遊休農地解消、また後継者育成や栽培技術の伝承を目的に奥多摩わさび塾を開講し、50人以上の卒業生を輩出している。

平成28年度より、国の山村活性化交付金を活用し、わさび田の調査を実施し、わさび塾卒業生や新規就農者に情報提供を行なっているが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため、わさび田の造成等が必要である。このため、わさび塾等の運営に要する費用やわさび田の造成に要する費用等の支援が必要である。

- ⑪ 「ストップ遊休農地再生事業」は、平成28年度に要綱が改正され充実が図られたところであるが、島しょ地域は、通常の農業機械での開墾が不可能で、建設用機械で抜根・伐採、整地、島外搬出による原木の処理まで行わなければならない、内地と違い多額の費用がかかる。開墾した農地から収入を得るには時間もかかることから、農業者の負担を少しでも減らせるよう、農地の状態や、島外への搬出等、ハンデの多い島しょ地域の実態に即した開墾のための補助事業の充実・強化が必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(2) 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

要 望 事 項	5 農林水産業の振興に関すること
	(3) 水産業の振興

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
 - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
 - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
 - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑧ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑨ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説 明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。
 しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要がある。
- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者

や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。

については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。

- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターは、都の水産業振興に大きな役割を担っていることから、研究指導の体制強化や展示内容の充実及び学習施設の整備等より一層の充実を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑧ 島しょの漁業にあっては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑨ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

要望事項	5 農林水産業の振興に関すること
	(4) 港湾・漁港の整備促進

(要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

① 港湾・マリーナ整備の促進

- ア 船客待合所の建設及び施設の充実
- イ 波浮港の防波堤の整備 (大島町)
- ウ 元町港・岡田港駐車場の拡幅等の整備促進 (大島町)
- エ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進 (利島村)
- オ 利島港西側岸壁西側の越波対策のため消波ブロックの設置、防波堤（北）西側側面に防舷材の設置、防波堤（北）の先端に越波対策用の消波ブロック早期増設 (利島村)
- カ ジェットfoil就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備 (利島村・新島村)
- キ 新島港の岸壁の整備促進及び本堤の泊地の拡大 (新島村)
- ク 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫 (新島村)
- ケ 新島マリーナの整備促進 (新島村)
- コ 神津島港沖防波堤の整備 (神津島村)
- サ 神津島港の整備促進 (神津島村)
- シ 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進 (三宅村)
- ス 御蔵島港及び小型船施設の整備促進 (御蔵島村)
- セ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備 (御蔵島村)
- ソ 御蔵島港の新岸壁の早期整備 (御蔵島村)
- タ 青ヶ島港の港湾整備の促進 (青ヶ島村)
- チ 青ヶ島港の漁港機能実現を目途とした泊地の早期整備 (青ヶ島村)
- ツ 沖港の防波堤の整備 (小笠原村)

② 漁港整備の促進

- ア 漁港・漁場整備長期計画の促進
- イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備並びに都道への取付け道路であ

る	村道羽伏漁港線の補修	(新島村)
ウ	若郷漁港の整備促進及びジェットfoil接岸補完港としての整備促進	(新島村)
エ	三浦漁港の整備促進	(神津島村)
オ	伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進	(三宅村)
カ	阿古漁港の整備促進	(三宅村)
キ	南郷漁港の整備促進	(御蔵島村)

(説明)

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図るうえで欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに加えて観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分でないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策が必要である。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットfoilが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットfoilを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設の整備が早急に必要である。

さらに、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあり、地域の特性に適した新岸壁の早期整備が必要である。

要 望 事 項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること
	(1) 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援をされたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のため上下斜面の落石等の防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とすることが必要である。
- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい個所が多数発生している。道路拡幅の必要性は乏しいが、住民生活に大きな影響を及ぼす。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっている。島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とすることが必要である。

要望事項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること
	(2) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路3.4.10号線（主要地方道5号新宿・青梅線
青梅街道～福3.5.17号線の）早期拡幅 (瑞穂町)
- ② 福生都市計画道路3.4.4号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅
(瑞穂町)
- ③ 青梅都市計画道路3.4.13号線（青梅3.4.4～青梅3.4.8）の
早期着工 (瑞穂町)
- ④ 都道184号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進
(日の出町・奥多摩町)
- ⑤ 都道238号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進 (日の出町)
- ⑥ 秋3.5.2号線～秋3.4.5号線（都道165号線）を結ぶ道路
の新設整備 (日の出町)
- ⑦ 都市計画道路秋3.4.14号線（都道185号線）の全線拡幅整備 (日の出町)
- ⑧ 都道主要地方道31号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備 (日の出町)
- ⑨ 都道251号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備 (日の出町)
- ⑩ 秋川南岸道路の早期建設 (檜原村)
- ⑪ 檜原村南北横断道路の建設促進 (檜原村)
- ⑫ 都道205号線（水根本宿線）の整備促進 (檜原村)
- ⑬ 奥多摩周遊道路数馬駐車場内に設置されているトイレの施設改修 (檜原村)
- ⑭ 主要地方道33号線（上野原・五日市線）の拡幅整備 (檜原村)
- ⑮ 山岳道路の防災対策の強化 (檜原村・奥多摩町)
- ⑯ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備 (奥多摩町)
- ⑰ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消 (奥多摩町)
- ⑱ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区） (奥多摩町)
- ⑲ 将門交差点及び愛宕大橋交差点に国道411号方面の案内看板の設置 (奥多摩町)
- ⑳ 国道139号線の早期拡幅 (奥多摩町)

- ⑳ 国道411号線の道路、トンネルの早期拡幅（笹平橋－奥多摩湖）
及び歩道の設置（棚沢橋－将門） （奥多摩町）
- ㉑ 都道へりポート線第2期整備の早期着工 （利島村）
- ㉒ 都道237号線（式根島本道）第二期工事の早期着工 （新島村）
- ㉓ 都道224号線～村道21号線～村道69号線アクセス道路の開設 （神津島村）
- ㉔ 都道224号線（神津本道）の歩道の設置 （神津島村）
- ㉕ 地震・津波対策として都道224号線（前浜海岸地区）の法面工事 （神津島村）
- ㉖ 都道212号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の
確保 （三宅村）
- ㉗ 223号線（御蔵島環状線）の早期完成 （御蔵島村）
- ㉘ 林道黒崎高尾線の都道への編入 （御蔵島村）
- ㉙ 都道217汐間・洞輪沢港線の法面補強工事 （八丈町）
- ㉚ 都道236号線（青ヶ島循環線）の整備促進 （青ヶ島村）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

要 望 事 項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること
	(3) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進

(要 旨)

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進を図られたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

平成28年4月に、交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が答申され、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに、多摩都市モノレールの延伸が位置付けられた。上北台～箱根ヶ崎間の延伸は前答申でもA2路線に位置付けられており、既に導入空間となりうる道路整備が進んでいる。

このような中、答申内容に沿って、平成28年8月に「多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面）連絡調整会議」が設置され、現在検討の深度化が図られているが、新交通システムであるモノレール建設の早期実現は、西多摩地域の将来の発展のために重要な意味があり、まちづくりの継続性という観点からも、一日も早い事業化が必要である。

要 望 事 項	6 住民生活を支える道路、交通、住宅に関すること
	(4) 地籍調査事業費負担金に対する財政支援

(要 旨)

国土調査促進特別措置法に基づく計画的な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画（第6次十箇年計画、平成22年度～平成31年度）による地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査に対する都の財政支援と、国へ適正な予算措置を要望されたい。

(説 明)

国土調査法に基づく地籍調査は、国土調査促進特別措置法の制定により計画的な実施が定められた。現在、国土調査事業十箇年計画（第6次十箇年計画、平成22年度～平成31年度）により、地籍調査（一般）として、町村が直接実施する一筆地籍調査を進めている。

地籍調査事業費の負担割合は、国1/2、都1/4、町村1/4と規定されている。しかし近年、国の策定した計画に従って進めている事業であるにもかかわらず、国、都の割当内示額は、規定負担割合を下回っている。

地籍調査の結果は、各種公共事業や重点施策の実施にも活用されることから、当初の計画を変更することもできず、結果として町村単独での財政負担（負担割合）が非常に大きくなっている現状がある。

都は、町村の規定負担割合以上の財政負担が生じないよう財政支援を講じるとともに、当初計画どおり予算措置するよう、国に対して要望されたい。

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること
	(1) 森林の保育、保全を目的とする財源の確保

(要 旨)

国に対して「全国森林環境税」の早期導入を強く働きかけるとともに、都としても森林環境を守る市町村に財政的な還元をしていく都制度の創設や補助の拡充を図られたい。

(説 明)

森林の多様な機能を引き出すために、林道を整備し間伐や下草刈りなどの森林整備を行うが、そのための町村の独自の財源確保が急務である。

平成29年度税制改正大綱において「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源を充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見を踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」との方針が示されたところであり、「全国森林環境税」の早期導入を国に強く働きかけられたい。

また、地球規模での温室効果ガスの削減が求められる中、市町村が森林整備に力を注ぐことは、東京都の二酸化炭素の削減に多大な効果をもたらす。森林の持つ多面的機能の一つである地球温暖化防止に着目し、森林環境を守り造っていく市町村に対して、財政的な還元をする都制度の創設や補助の拡充を図られたい。

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること
	(2) 総合的観光対策及び補助制度の充実

(要 旨)

町村において、観光産業は非常に重要であり、都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築
- ⑨ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設

(説 明)

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩地域及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年の登山・トレッキングのブーム、ラフティングやキャニオニングといった新たなアクティビティの充実等、自然を楽しむ人々や外国人観光客の増加に伴い、町村を訪れる観光客数は増加しており、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業で観光標識の設置や施設整備、観光パンフレット等の作成を行っている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果で外国人旅行者の増加が見込まれることから、ユニバーサルデザインの理念に基づいた観光用公衆トイレの整備を早急に行う必要がある。

また、これらの整備等に係る都補助金は、一事業1,000万円から2,000万円へ限度額の引き上げがあったが、実際の交付額は、補助率である1/2を下回る状況も見られる。補助率どおりの交付をお願いするとともに、更なる補助率の引き上げによる活用しやすい補助制度とする必要がある。

また、小笠原村については振興開発事業の補助対象に交流連携等のソフト事業も含まれていることから、当該事業補助の対象地域から外れている。現状では、振興開発事業のソフト事業において観光パンフレットの制作などは対象外となっているため、これまで村単費で制作してきた。平成28年7月に新おがさわら丸が就航し、今後、観光パンフレットなど様々な観光PR用の素材については改訂が必要となり経費もかかることから、当該補助事業の対象地域とされたい。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、インバウンド観光の促進が重要課題となる。観光庁が行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が36.7%となっている。

このため、Wi-Fiの整備を進めることと併せ、東京都全体の区市町村情報が掲載されたアプリケーションの構築をお願いしたい。

平成27年4月1日に改正された消防法令により、旅館等の宿泊施設に「自動火災報知設備」の設置が義務となった。宿泊施設が減ることは、更なる観光客数の減少を招く怖れがあるため補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること
	(3) 島しょ部における生態系の総合調査の実施

(要 旨)

貴重な固有種の保護等のために、島しょ部における生態系の総合調査を都及び国により実施されたい。

(説 明)

島しょ部では、各島に動植物の貴重な種が存在し、鳥類・昆虫・植物等が来島者をひきつける魅力のひとつとなっており、観光資源として活用されるとともに、学術的な研究対象になっている。

しかし、これらの貴重な種が野生化した小動物や外来種により、減少する傾向がみられている。

例えば、御蔵島は世界最大のオオミズナギドリの繁殖地と言われているが、近年、野生化したネコの捕食により数が減少しているとの研究者の報告があった。村では野生化したネコに避妊去勢手術を施しているものの、ネコの増加抑制には至っていない。さらには、ネコが固有種であるミクラミヤマクワガタを捕食する事例も報告されている。また、八丈島ではかつて導入したイタチによって、町の鳥であるアカコッコの減少や在来種のトカゲなどが激減している。

過去にはその島に生息しなかった外来種がほとんどの島で確認されており、各島の生態系の総合的な調査を行い、貴重な固有種の保存等に効果的な手法を探る時期に来ていることから、都及び国による総合的な生態系調査を早急に実施されたい。

要 望 事 項	7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること
	(4) 地球温暖化防止のためのCO ₂ 削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、CO₂削減に対する町村の施策について支援の充実を図りたい。

また、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

(説 明)

① CO₂削減に対する町村の施策について支援

都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO₂を吸収するには一市町村の力だけでは限界があるため、CO₂の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充が必要である。

- ・ 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援
- ・ 都独自のクレジット制度の構築と普及

② 再生可能エネルギー対策への財政支援等

太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援と情報提供が不可欠である。

- ・ 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ・ 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

要 望 事 項	8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること
	(1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 教材費に対する補助制度の創設
- ② 給食センター施設整備に対する財政支援
- ③ 学校栄養職員の配置基準の改善
- ④ 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ⑤ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑥ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑦ 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ⑧ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ⑨ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑩ 利島村教員住宅の整備（新築及び改築）
- ⑪ 教師用パソコンの配備に対する補助制度の創設

(説 明)

- ① 小中学校の運営経費が増大し、教材費（教具、備品）の負担が大きくなっており、補助制度の創設が必要である。
- ② 給食センター施設整備は、多額の経費を要するため、財政支援が必要である。
- ③ 配置基準は児童生徒数2,500人以下を1人としている。食品の衛生管理や食物アレルギー対応等、業務が拡大しているため、2,500人以下であっても2人の配置が必要である。また、町村の実情に応じた、職員の派遣延長等の措置が必要である。
- ④ 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置が必要である。
- ⑤ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われるケースや家庭内の問題について早期に対応する方が望ましいケースが多い。
中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上への拡充が必要である。
- ⑥ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制の確立が必要である。

- ⑦ 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制の維持が必要である。
- ⑧ きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大することが必要である。
- ⑨ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保する必要がある。
- ⑩ 唯一ある木造住宅1棟3戸の世帯用住宅が整備されてから30年以上経ち、建屋・設備の老朽化が著しい。また、同居家族を持つ教員の異動も多く、世帯用住宅が不足している。早急に現在の住宅の改築をするとともに、3棟の新設が必要である。
- ⑪ パソコンの機器は更新期間の短縮化が著しく、日々の維持管理並びに教職員からの要望に迅速に対応する必要があることから、町村職員の人的な負担になっており、維持管理に関する必要経費についても町村の大きな負担となっている。

また、教職員の校務負担軽減のほか、IT環境を都内全域で統一化するための整備が必要である。町村に対して、必要なパソコンの配備や、維持管理等に関するサポート経費について、新たな補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること
	(2) 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助

(説 明)

町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。

校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、1校当たりの補助金額の拡充と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた機運醸成やスポーツ振興の面からも補助対象期間の延長を要望する。

要 望 事 項	9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること
	(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けての気運醸成への財政支援と聖火リレーの全町村を巡るコース設定

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、各町村の大会開催気運醸成に向けた取り組みへの財政支援と西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にすよう強く求める。

(説 明)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は国民に多くの夢を与えると共に、その経験は次の世代への貴重な財産として受け継がれていくこととなる。

大会の成功に向けて、オール東京での大会開催気運醸成は不可欠である。特に、競技が実施されない西多摩及び島しょ地域でも大会開催気運醸成を図っていくことが重要である。各町村が大会開催気運醸成に取り組むにあたっては、都の財政支援等が不可欠である。

また、1964年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、町村に聖火リレーが巡ることはなかった。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会では、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡ってくることになれば、年齢層も問わず住民一人ひとりが大会開催を実感し、記憶に残る大会となり、大会開催気運醸成に、大きな効果が期待できるものと確信している。

ついては、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にすよう強く要望する。

要 望 事 項	9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること
	(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会合宿地の誘致と施設整備の財政支援

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、次の事項について、積極的に財政支援を図られたい。

- ① 大会事前合宿（キャンプ）地の誘致推進にあたり関係機関との調整及び支援
- ② 合宿（キャンプ）に伴う施設整備の財政支援

(説 明)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものである。多摩・島しょにおいても豊かな自然やおもてなしの心で、競技大会事前合宿（キャンプ）地として世界のトップアスリートを迎え入れ、交流を通じて次世代を担う子供たちに大きな夢と感動を与え、地域の活性化につなげたい。競技大会事前合宿（キャンプ）地誘致の調査研究、PR活動を行ううえで、関係機関との調整及び必要な知識・技能・方策について指導、支援が必要となる。

また、合宿（キャンプ）にともなう施設整備について財政面で支援を図られたい。

要 望 事 項	10 多摩島しょ地域における公共事業の確実な実施に関すること
	(1) 多摩島しょ地域における公共事業の確実な実施

(要 旨)

東京都入札契約制度改革の試行の検証にあたっては、多摩島しょ地域の地理的要因、地域的事実を勘案し、公共事業の確実な実施のために1者入札などに特例措置の導入、地元企業の受注機会の増大を図るよう、特段の配慮を求める。

(説 明)

多摩島しょ地域においては、長引く経済の低迷、公共事業・公共投資の減少により、地元企業は経営悪化に苦しんでいる中、近年の労務費・資材価格の高騰、構造的な担い手不足により、入札不調・不落が相次ぎ、これ以上地元企業の受注機会が奪われることになれば、地元経済や住民生活に危機的な状況も生じかねない状況となっている。

地元企業は、大雪、台風、地震・津波などの自然災害が発生した際の緊急対応など、災害からの復旧・復興の力強い存在であり、地元企業の衰退は、地域経済及び住民生活に甚大な影響を及ぼす結果となっている。

このような中、都は本年6月からの入札契約制度改革により、1者入札の中止、JV結成義務の撤廃、予定価格の事後公表などの試行を実施している。この結果、島しょ地域においては、島民生活の基盤施設であり、かつ、島の経済において重要な役割を担う港湾施設に関する工事が1者入札により手続きが中止となるなど、今後の港湾施設整備の大幅な遅れが懸念されている。

都の入札契約制度改革は1年間の試行として実施し、半年程度経過後に中間報告を行い、翌年度以降の改善に向けた検証を進めることとされている。しかし、この検証にあたっては、多摩島しょ地域の地理的要因、地域的事実を勘案し、公共事業の確実な実施のために1者入札などに特例措置の導入、地元企業の受注機会の増大を図るよう、特段の配慮が不可欠である。